

令和8年度 東試協定期審査（A類・B類）申請の受付について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、東京都建築材料試験連絡協議会倫理委員会では、令和8年度東試協定期審査の受付を下記の通り行います。申請書類を作成のうえ、郵送にてお申込みください。

【提出書類】

1. 新規及び更新機関 ⇒ 3部（申請書、必要書類）+ 2部（経営状況を証明できる資料）

2. 定期審査のみの機関 ⇒ 2部（申請書、必要書類）+ 2部（経営状況を証明できる資料）

3. 次の(1)～(4)に変更があった機関 ⇒ 2部（登録事項の変更届）
 - (1) 登録の分類
 - (2) 試験機関又は検査機関の名称
 - (3) 試験機関又は検査機関の代表者名
 - (4) 試験機関又は検査機関の所在地

※各申請書の申請者名に押印は不要。

※内容等に不明な点・不備等がある場合には、後日、訂正或いは追加資料を求めることがあります。

記

【受付期間】 令和8年 7月 1日（水）～ 7月24日（金）

【送付先】 〒160-8353 東京都新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿0-PLACE 3F
公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
建築審査部総合調整課 担当 杉浦、堀口
TEL：03-5989-1850（直通）
メールアドレス：toshikyo-jimu@tokyo-machidukuri.jp

東京都建築材料試験連絡協議会 倫理委員会

試験機関各位

日頃より、東京都建築材料試験連絡協議会（東試協）の活動につきまして、ご協力いただきありがとうございます。

東試協の倫理委員会において、これまでの定期審査（書類審査）及び現地審査を踏まえ、試験機関のみなさまに、特にご留意いただきたい事項がありましたのでお知らせいたします。

何卒よろしく願いいたします。

留意事項

- 管理技術者、試験技術者、試験実務担当者及び事務担当者を、出勤簿が存在しない役員の方等がご担当する場合には、出勤簿以外で審査基準の条件にある「年間 200日以上の出勤」が確認できる資料を用意してください。
- 試験業務管理基準や組織管理規定等が「試験機関審査基準」の内容に沿って必要な事項が定められているか、再度、確認をしてください。
(例：試験業務の管理について、管理者等の責任体制や試験結果の合否判定のチェック体制等)
- 試験供試体の申請内容に整合が取れない場合等には、不整合を記録する様式などを作成して保存するとともに、その手順をマニュアル等にも明記するなど、試験供試体の取り違い等防止に努めてください。

東京都建築材料試験連絡協議会倫理委員会
委員長 枝広 英俊